

令和5年度指名停止業者一覧(建設工事関係)

令和6年1月11日更新

業者名	指名停止理由及び該当事項	指名停止期間
5-1 青木あすなろ建設株式会社	<p>青木あすなろ建設株式会社は、農林水産省(東北農政局)発注の岩手県内における送水路工事に係る変更請負契約に関し、発注者に対して虚偽の資料で変更協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。この件について、建設業法違反に該当するため、令和5年3月17日に許可行政庁である関東地方整備局から15日間の営業停止命令を受けたことによる。</p> <p>基準第17号(建設業法違反行為)</p>	<p>令和5年4月21日から 令和5年5月20日まで1か月</p>
5-2 西武建設株式会社	<p>西武建設株式会社は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことで、この件について関東地方整備局から45日間の営業停止命令を受けたことによる。</p> <p>基準第17号(建設業法違反行為)</p>	<p>令和5年10月13日から 令和6年1月12日まで3か月</p>
5-3 株式会社エステー建設	<p>株式会社エステー建設は、貨物自動車の荷台に積載したドラグ・ショベルを現場に移送させる際、安全措置を行わずにドラグ・ショベルを横転させ、男性作業員が死亡する事故を起こした。このことが、労働安全衛生法違反及び労働安全衛生規則違反により山形区検察庁から公訴を提起され、令和5年4月6日付けで山形簡易裁判所から罰金刑(20万円)の略式命令を受けたことによる。</p> <p>基準第8号(安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故)</p>	<p>令和5年10月13日から 令和5年11月12日まで1か月</p>
5-4 内外エンジニアリング株式会社	<p>庄内総合支庁地域産業経済課が発注した令和5年9月27日開札の業務委託において、内外エンジニアリング株式会社ほか1社の入札価格が調査基準価格を下回ったことから、落札決定が保留となった。</p> <p>同社ほか1社に対し、低入札価格調査のため積算内訳書の提出を求めたが、同社は調査を受ける意思がなく辞退する旨の意向を示し、期限までに積算内訳書を提出しなかったことによる。</p> <p>基準18号(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和5年11月14日から 令和6年2月13日まで3か月</p>

業者名	指名停止理由及び該当事項	指名停止期間
5-5 株式会社久米設計	<p>株式会社久米設計の九州支社長と顧問は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事において、副市長等と共謀し、入札の公正を害したことで令和5年11月16日官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで、宮崎県警に逮捕されたことによる。</p> <p>基準14号(競売入札妨害又は談合)</p>	<p>令和6年1月11日から 令和6年7月10日まで6か月</p>